

重要事項説明書（訪問看護）

1. 運営法人の概要

法人名	アークウェル株式会社
法人所在地	〒252-0307 神奈川県相模原市南区文京 1-4-5 ピアレジ文京 1-B
連絡先	電話 042 (701) 3775 F a x 042 (701) 3776
代表者名	春口 武志
設立年月日	2013年 3月 21日

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護リハビリステーション あるふぁ相模大野
所在地	〒252-0307 神奈川県相模原市南区文京 1-4-5 ピアレジ文京 1-B
連絡先	電話 042 (701) 3775 FAX 042 (701) 3776
開設年月日	2013年 8月 1日
事業所指定番号	介護保険 相模原市 1462690337 医療保険 神奈川県 269,033.7 労災保険 神奈川県 14504903
開設年月日	2013年 8月 1日
管理者	青木 有加里
併設サービス	居宅介護支援、福祉用具貸与
サービス提供地域	①南区（一部）②中央区（一部）③町田市（一部） ※それ以外の近隣市町村は要相談

3. 職員体制

2024年5月1日現在

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じた看護サービスを提供します。	3名(常勤) 1名(非常勤)
理学療法士	基本的動作、日常生活動作のリハビリテーションをします。	4名(常勤) 3名(非常勤)
作業療法士	基本的動作、日常生活動作のリハビリテーションをします。	0名
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリテーションをします。	0名
事務担当職員	事務業務や連絡等を行います。	1名(常勤) 1名(非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除きます。	午前8時30分から 午後5時30分まで

(注) 土日祭日、年末年始(12/30~1/3)はお休みとさせていただきます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※24時間対応を 利用する 利用しない (いずれかに○を付けて下さい)

(注) 緊急時、訪問予定外で看護師がお伺いする場合、到着までに1時間~1時間30分程度の時間を要します。また、悪天候や災害発生時など、お伺い出来ない場合もあります。

5. サービスの内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 褥瘡の予防・処置
- ④ 在宅におけるリハビリテーション(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ⑤ 療養生活や介護方法の指導
- ⑥ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑦ カテーテル等の管理
- ⑧ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑨ 終末期の看護
- ⑩ その他医師の指示による処置

6. 運営の方針

- ① かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- ④ (理学療法士等によるリハビリテーションについて) 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させる訪問であること等を説明した上で利用者の同意を得ます。
- ⑤ (理学療法士等によるリハビリテーションについて) 理学療法士等と看護職員は利用者の状況や実施した看護・リハビリテーションの情報を共有し、連携して訪問看護計画書及び報告書を作成します。
- ⑥ (理学療法士等によるリハビリテーションについて) サービスの利用開始時と、以後定期的に、また利用者の状態の変化等に応じて、看護職員による訪問看護を行い、利用者の状態について適切に評価を行います。

7. サービスの提供方法について

【別紙1】「訪問看護サービス説明書」を参照。

8. サービス利用料及び利用者負担

別紙 「料金表」を参照。

9. 経過観察上の身体情報管理

医療処置及び経過観察上の目的に限り、医師の指示に従い患部及び身体情報の確認のための写真を撮影致します。撮影した画像データは秘密保持・個人情報の利用目的に則り、取り扱います。

10. 緊急時の対応方法

指定訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じます。

11. 事故発生時の対応

- ① 事業者は、指定訪問看護を提供した際、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。
- ③ 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン（株）・東京海上日動火災保険（株）
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	身体障害、財物損壊等

12. ハラスメント対策

暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

以下に契約を解除する場合の具体例を示します。

- ① 暴力又は乱暴な言動（物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声・大声を発する など）
- ② セクシュアルハラスメント（職員の身体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、ヌード写真を見せる など）
- ③ その他（職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為 など）

利用者・家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるようご協力をお願いします。

1 3. 虐待防止のための措置

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等取り組みます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定。

虐待防止に関する責任者（訪問看護部門）	管理者 青木 有加里
---------------------	------------

- ② 成年後見人制度の利用を支援します。

1 4. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 情報の保護及び使用の制限

事業者及び訪問看護師等は、業務上知り得た利用者および家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。ただし、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので予めご了承ください。

- ② 次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡致します。

ア、法令に基づく場合。

イ、人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。

ウ、国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあり、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

- ③ 守秘義務の継続

この守秘義務は、利用者と事業者のご契約が終了した後も継続します。

1 5. 従業者の研修機会の確保

当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備します。

採用時研修 採用後 1ヶ月以内

継続研修 年 2回

1 6. 衛生管理等

看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 7. 感染症対策

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、指針を整備し、研修及び訓練を実施します。

18. 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

- ① 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知し、研修及び訓練を定期的に行います。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 相談窓口、苦情対応

●当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	042-701-3775	FAX 番号	042-701-3776
担当者	青木 有加里		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師等が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。		

その他、お住まいの市役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情等申し立て等が出来ます。

●【介護保険】当事業所以外の苦情窓口等に苦情を伝える場合の連絡先

相模原市 福祉基盤課 高齢指定・指導班	電話番号：042-769-9226 FAX 番号：042-759-4395 所在地：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15（市役所本館 4 階）
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	電話番号：045-329-3447 FAX 番号：0570-033110 所在地：〒220-0003 神奈川県横浜市西区楠町 27 番地 1 受付時間：月曜日～金曜日の 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）
町田市 いきいき生活部 介護保険課	電話番号：042-724-4364 FAX 番号：050-3101-6664 所在地：〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22 町田市庁舎 1 階 111 受付時間：月曜日～金曜日の 8:30～17:00 （祝日・年末年始を除く）
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	電話番号：03-6238-0177 所在地：〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 10 階 受付時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）

●【医療保険】当事業所以外の苦情窓口等に苦情を伝える場合の連絡先

<p style="text-align: center;">相模原市 医療安全相談窓口</p>	<p>電話番号：042-769-9242 受付時間：月曜日～金曜日の9:00～12:00、13:00～15:00 （祝日・年末年始を除く）</p> <p>（管轄部門） 所在地：〒252-5277 相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら B 館 4 階 相模原市役所 地域保険課 電話番号：042-769-9241（地域保険班） FAX：042-769-8343</p>
<p style="text-align: center;">町田市 医療安全支援センター</p>	<p>電話番号：042-724-5075 受付時間：平日の9:00～12:00、13:00～16:00 （水曜日・祝日・年末年始を除く）</p> <p>（管轄部門） 所在地：〒194-0022 東京都町田市森野 2-2-22 町田市役所 7 階 町田保健所 保健総務課保健医療係 町田市医療安全相談窓口 電話番号：042-724-4241 FAX：050-3101-8202</p>

訪問看護サービス説明書（抜粋）

1. サービスの内容

- ① 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が、療養上の世話、医療処置、リハビリテーション、家族の支援等を行うサービスです。
- ② 事業者は、主治医の指示（訪問看護指示書）に基づき、居宅サービス計画（ケアプラン）が提供されている場合はその内容に沿って、「訪問看護計画書」を作成します。
- ③ 事業者は「訪問看護計画書」に従って計画的にサービスを提供します。

2. サービス提供の記録等

- ① 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、訪問看護の内容等の必要事項を記録します。記録にあたっては、タブレット端末等を利用し、電磁的方法により記録を行います。
- ② 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- ③ 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録をサービス終了日より5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. 利用者負担金

- ① 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- ② 介護保険をご利用の場合
介護保険で訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割の額となります。
ただし、支給限度額を越えた場合、その超過分については全額利用者の自己負担となります。
- ③ 医療保険をご利用の場合
医療保険で訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく額となります。交通費を別添徴収します。
- ④ 保険外サービスにつきましては、全額自費負担となります。
- ⑤ 利用者負担金は、料金確定後請求書を発行し、原則として、当月利用分を翌々月27日、ご指定の金融機関の口座から振り替えさせていただきます。

4. キャンセル

- ① 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先 : 042-701-3775
- ② 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師等がご住居へ伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料金 2,000円

5. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ③ 適切な保険請求処理を実施するため、保険証が切り替わった、介護保険の被保険者となった等の変更があった際は、お知らせ下さい。
- ④ （介護保険の訪問看護をご利用の方へ）

体調悪化時に医師の特別指示が出た場合、あるいは、厚生労働大臣が定める疾病の診断が出た場合などには、医療保険の訪問看護を利用するという制度上の決まり事があります。

その際は、医療保険の訪問看護サービスを提供させていただきます。

【介護保険】訪問看護サービス 料金表

■ 基本料金（要介護1～5）

2024年（令和6年）6月1日改定

サービス内容	利用者様負担額			単位 10割	説明
	1割負担	2割負担	3割負担		
看護師による訪問看護					
訪看Ⅰ 1	341円	681円	1,021円	314単位 3403円	看護師20分未満
訪看Ⅰ 2	511円	1,021円	1,532円	471単位 5105円	看護師30分未満
訪看Ⅰ 3	893円	1,785円	2,677円	823単位 8921円	看護師30分以上60分未満
訪看Ⅰ 4	1,223円	2,446円	3,669円	1128単位 12227円	看護師60分以上90分未満
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護（リハビリテーション）					
訪看Ⅰ 5	319円	638円	956円	294単位 3186円	リハビリ20分
訪看Ⅰ 5×2回	638円	1,275円	1,912円	588単位 6373円	リハビリ40分（294単位×2回）
訪看Ⅰ 5・2超×3回	862円	1,724円	2,586円	795単位 8617円	リハビリ60分（265単位×3回）

■ 基本料金（要支援1・2）

サービス内容	利用者様負担額			単位 10割	説明
	1割負担	2割負担	3割負担		
看護師による訪問看護					
予防看Ⅰ 1	329円	657円	986円	303単位 3284円	看護師20分未満
予防看Ⅰ 2	489円	978円	1,467円	451単位 4888円	看護師30分未満
予防看Ⅰ 3	861円	1,722円	2,582円	794単位 8606円	看護師30分以上60分未満
予防看Ⅰ 4	1,182円	2,363円	3,545円	1090単位 11815円	看護師60分以上90分未満
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護（リハビリテーション）					
予防看Ⅰ 5	308円	616円	924円	284単位 3078円	リハビリ20分
予防看Ⅰ 5×2回	616円	1,232円	1,848円	568単位 6157円	リハビリ40分（284単位×2回）

■ 加算

サービス内容	利用者様負担額			単位 10割	説明
	1割負担	2割負担	3割負担		
初回加算Ⅰ	380円	759円	1,139円	350単位 3794円	退院日の初回訪問
初回加算Ⅱ	326円	651円	976円	300単位 3252円	退院日翌日以降の初回訪問
退院時共同指導加算	651円	1,301円	1,952円	600単位 6504円	主治医等と連携して退院指導を行い、 文書にて提供した場合
サービス提供体制加算Ⅰ 1	7円	13円	20円	6単位 65円	サービス品質向上の取り組みへの加算。 1回につき算定 （リハビリは20分ごとに算定）
サービス提供体制加算Ⅱ 1	4円	7円	10円	3単位 32円	
口腔連携強化加算	55円	109円	163円	50単位 542円	口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、 連携する歯科医療機関やケアマネジャーへ 情報提供をした場合。算定月1回まで
緊急時訪問看護加算Ⅰ 1	651円	1,301円	1,952円	600単位 6504円	緊急の相談や、緊急時の訪問依頼等に対応する 体制を構築していることへの加算。月1回算定
特別管理加算Ⅰ	542円	1,084円	1,626円	500単位 5420円	在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態や 留置カテーテルを使用している状態等の場合。 月1回算定
特別管理加算Ⅱ	271円	542円	813円	250単位 2710円	在宅酸素療法指導管理を受けている状態や 真皮を越える褥瘡の状態等の場合。月1回算定
夜間・早朝加算	基本単位数の25%加算			-	夜間（18時～22時） 早朝（6時～8時）
深夜加算	基本単位数の50%加算			-	深夜（22時～6時）

（続く）

■ 加算（続き）

サービス内容	利用者様負担額			単位 10割	説明
	1割負担	2割負担	3割負担		
長時間加算	326円	651円	976円	300単位 3252円	90分以上の訪問看護
複数名加算(Ⅰ)30分未満	276円	551円	826円	254単位 2753円	2名以上による訪問看護を看護師等と行う場合
複数名加算(Ⅰ)30分以上	436円	872円	1,308円	402単位 4357円	
複数名加算(Ⅱ)30分未満	218円	436円	654円	201単位 2178円	2名以上による訪問看護を看護補助者と行う場合
複数名加算(Ⅱ)30分以上	344円	688円	1,031円	317単位 3436円	
ターミナルケア加算	2,710円	5,420円	8,130円	2500単位 27100円	死亡日及び死亡前にターミナルケアを行った場合
遠隔死亡診断補助加算	163円	326円	488円	150単位 1626円	看護師がCTを活用し医師の死亡診断等を補助した場合
同一建物減算1	基本単位数の10%減算			-	同一敷地内建物等への訪問看護
専門管理加算1・2	271円	542円	813円	250単位 2710円	専門の研修を受けた看護師(1)、特定行為研修を修了した看護師(2)が計画的な管理を行った場合
体制強化加算Ⅰ	597円	1,193円	1,789円	550単位 5962円	医療ニーズの高い利用者へ対応する体制に対する加算
体制強化加算Ⅱ・ 予防体制強化加算	217円	434円	651円	200単位 2168円	
介護連携強化加算	271円	542円	813円	250単位 2710円	特定行為を行う訪問介護事業所と連携した場合
訪問回数超過等減算	-9円	-18円	-26円	-8単位 -86円	加算とサービス提供状況による減算
予防12月超減算1	-6円	-11円	-17円	-5単位 -54円	理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合。1回につき算定（リハビリ20分ごとに算定）
予防12月超減算2	-17円	-33円	-49円	-15単位 -162円	上記に加えて訪問回数超過等減算を算定している場合
准看護師の訪問（減算）	基本単位数の10%減算			-	准看護師がサービスを行った場合

※1単位：10,84円（相模原市 4級地）

※「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。

※支給限度額を越えた場合、その超過分については全額ご利用者の自己負担となります。

※ここに記載のない項目については、厚生労働大臣が定める基準額によるものとします。

※月間の利用単位合計をもとに利用料の計算を行うため、請求金額の端数にずれが生じることがあります。

■ 運営基準に定められたその他の費用

費用項目	内容
交通費	利用者様宅への交通費について、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行う場合の交通費は実費を徴収いたします。 自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね10km以上につき1,000円を徴収する。

■ その他の利用料金

費用項目	内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費8,000円。2時間目以降は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。
キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者様負担2,000円 サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。 キャンセル時の連絡先 電話：042-701-3775

※日常生活上必要とする物品等は利用者様にて実費をご負担願います。

※利用料金は原則として、当月利用分を翌々月27日、銀行口座引き落としにてお預かりいたします。

【医療保険】訪問看護サービス 料金表

■ 基本料金

2024年（令和6年）6月1日改定

サービス内容	利用者様負担額			説明
	1割負担	2割負担	3割負担	
月の初日（1日目）	1,322円	2,644円	3,966円	基本療養費5550円、 管理療養費7670円
2日目以降	855円	1,710円	2,565円	基本療養費5550円、 管理療養費3000円
1週間で4回目以降の訪問	955円	1,910円	2,865円	1週間で4回目以降の訪問を看護師が実施した場合。 基本療養費6550円、 管理療養費3000円
専門の研修を受けた看護師による訪問	1,285円	2,570円	3,855円	基本療養費12850円、 管理療養費なし
入院中の方の外泊中の自宅への訪問	850円	1,700円	2,550円	基本療養費8500円、 管理療養費なし
精神科訪問看護30分未満	725円	1,450円	2,175円	基本療養費4250円、 管理療養費3000円

■ 加算（1ヶ月ごとにご請求するもの）

サービス内容	利用者様負担額			説明
	1割負担	2割負担	3割負担	
24時間対応体制加算	680円	1,360円	2,040円	緊急の相談や、緊急時の訪問依頼等に対応する体制を構築していることへの加算
特別管理加算（Ⅰ）	500円	1,000円	1,500円	在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態等の場合
特別管理加算（Ⅱ）	250円	500円	750円	在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等の場合
情報提供療養費	150円	300円	450円	利用者からの同意を得て市町村・学校等へ情報提供書を提供した場合

■ 加算（都度ご請求するもの）

サービス内容	利用者様負担額			説明
	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護医療DX情報活用加算	5円	10円	15円	オンライン資格確認を通じて診療情報・薬剤情報を取得し、活用した場合。月1回算定
難病等複数回訪問加算	450円	900円	1,350円	同日2回訪問した場合
	800円	1,600円	2,400円	同日3回以上訪問した場合
退院時共同指導加算	800円	1,600円	2,400円	主治医等と連携して退院指導を行い、文書にて提供した場合
特別管理指導加算	200円	400円	600円	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある場合
退院支援指導加算	600円	1,200円	1,800円	退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合
退院支援指導加算（90分超）	840円	1,680円	2,520円	
在宅患者連携指導加算	300円	600円	900円	医療機関や薬局と情報を共有し、それを基に療養上必要な指導を行った場合
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200円	400円	600円	関係する医療関係職種が共同でカンファレンスを行った場合
長時間訪問看護加算	520円	1,040円	1,560円	1時間30分を超えて訪問看護を提供した場合
緊急訪問看護加算（月14日目まで）	265円	530円	795円	利用者や家族の緊急の求めに応じて、主治医の指示により訪問看護を行った場合
緊急訪問看護加算（月15日目以降）	200円	400円	600円	
早朝・夜間訪問看護加算	210円	420円	630円	早朝（6時～8時） 夜間（18時～22時）
深夜訪問看護加算	420円	840円	1,260円	深夜（22時～6時）

（続く）

■ 加算（都度ご請求するもの）（続き）

サービス内容	利用者様負担額			説明
	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名訪問看護加算	450円	900円	1,350円	看護師等（准看除く）が同行する場合（同一建物の2人以下の場合）
	380円	760円	1,140円	准看護師が同行する場合（同一建物2人以下の場合）
	300円	600円	900円	看護補助者が同行する場合（同一建物2人以下、1日1回の場合）
	600円	1,200円	1,800円	看護補助者が同行する場合（同一建物2人以下、1日2回の場合）
	1,000円	2,000円	3,000円	看護補助者が同行する場合（同一建物2人以下、1日3回以上の場合）
乳幼児加算1	130円	260円	390円	6歳未満の利用者に対して訪問看護を実施する場合
乳幼児加算2	180円	360円	540円	
看護・介護職員連携強化加算	250円	500円	750円	特定行為を行う訪問介護事業所と連携した場合
専門管理加算	250円	500円	750円	専門の研修を受けた看護師、特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費1	2,500円	5,000円	7,500円	死亡日及び死亡日前にターミナルケアを行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費2	1,000円	2,000円	3,000円	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、死亡日及び死亡日前にターミナルケアを行った場合
遠隔死亡診断補助加算	150円	300円	450円	看護師がICTを活用し医師の死亡診断等を補助した場合

※ここに記載のない項目については、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定によるものとします。

※月間の医療費合計をもとに利用料の計算を行うため、請求金額の端数にずれが生じることがあります。

■ その他の利用料金

費用項目	内容
交通費	片道 5km以内 訪問ごとに 300円
	片道 5km超～10km未満 訪問ごとに 600円
	片道 10km以上 訪問ごとに 1,000円
土曜・日曜・祝日、事業所休日の訪問看護	休日対応料金として 訪問ごとに 3,000円
延長料金	90分を超えたサービスを提供した場合 30分ごとに 4,000円
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費 8,000円。2時間目以降は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで 20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。
キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者様負担 2,000円 サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。 キャンセル時の連絡先 電話：042-701-3775

※日常生活上必要とする物品等は利用者様にて実費をご負担願います。

※利用料金は原則として、当月利用分を翌々月27日、銀行口座引き落としにてお預かりいたします。

【個人情報の保護に関する取り扱いについてのお知らせ】

訪問看護リハビリステーション あるふぁ相模大野では、利用者様が安心して訪問看護を受けられるように、利用者様とご家族様の個人情報保護につとめてまいります。ご不明な点などございましたら、担当窓口へお問合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、利用者様の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、あらためて利用者様の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有している利用者様の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【事業所におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ 利用者様に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務、会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ 利用者様への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・ その他、利用者様に係る事業所の管理運営業務
- ・ 経過観察による写真データの撮影・利用

○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、利用者様に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託、その他業務委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 行政（公的機関）への情報提供
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）